省　令

○厚生労働省令第百十七号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の四第二項及び第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（納付受託による納付の方法） **第七十二条の四**　被保険者は、法第九十二条の三第一項の委託をするとき（第三項に規定する方法により当該委託をするときを除く。）は、令第六条の十三の規定により厚生労働大臣が交付する納付書（以下この条において単に「納付書」という。）を添えて行わなければならない。	（納付受託による納付の方法） **第七十二条の四**　被保険者は、法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者（以下「納付受託者」という。）に保険料の納付を委託するときは、令第六条の十三の規定により厚生労働大臣が交付する納付書を添えて行わなければならない。
2　納付受託者（法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する方法による法第九十二条の三第一項の委託を受けたときは、当該委託をした被保険者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。	2　納付受託者は、被保険者から納付の委託を受けたときは、当該被保険者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
3　被保険者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の三第一項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。	（新設）
一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項	（新設）
イ　納付書の記載事項	（新設）
ロ　第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項	（新設）
二　クレジットカード等（令第六条の十四第三号に規定するクレジットカード等をいう。以下この号において同じ。）を使用する方法によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項	（新設）
イ　納付書の記載事項	（新設）
ロ　当該クレジットカード等を使用する方法による決済に関し必要な事項	（新設）
4　納付受託者は、前項に規定する方法による法第九十二条の三第一項の委託を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、その旨を当該委託をした被保険者に通知しなければならない。	（新設）
5　被保険者が第三項に規定する方法により法第九十二条の三第一項の委託をした場合における法第九十二条の四の規定の適用については、当該被保険者が第三項の規定による通知を行つた日に、同条第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したものとみなす。	（新設）
6　第三項及び第四項の規定による通知は、第三者型前払式支払手段取引業者その他の納付受託者が指定する者を経由して行うことができる。	（新設）

附　則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十九日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

附　則

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年八月三十一日）から施行する。